別表第１（第２条関係）

利用権設定等促進事業所有権移転該当要件

１　対象農地の要件

(1) 農業振興地域の農用地区域内の土地であること。
(2) 仮登記、賃借権、抵当権等の権利が設定されていないこと。
(3) 不動産業者等が関与した土地ではないこと。
(4) 売買価格が近傍類似の価格より著しく高額又は低額でないこと。
(5) 手付金、前渡金等既に対価の支払がなされていないこと。
(6) 一団の農地で、その面積が４５０㎡以上であること。

２　譲受人の要件

(1) 年間１５０日以上、農業経営に従事していること。
(2) その者が経営主であって６５歳以上である場合、後継者が現に農業に従事しているか又は近く従事する見込みがあること。
(3) 農業によって自立しようという意欲があること。
(4) 権利取得後の経営農地の面積があっせん基準（下表）に適合するものであること。
(5) 現在の経営農地が有効に利用されており、取得後の農地が確実に耕作されること（耕作放棄地、無断転用等の農地がないこと。）。
(6) 取得後は、農地の集約化を図るための交換を除き、７年間は原則として所有権移転を認めず、交換についても３年間は認めないこと。また、取得後７年以内に所有権移転を行う場合は、この事業は適用されないこと。

あっせん基準

経　営　形　態	面　積（ｈａ）
野菜単一経営	１.２
施設園芸単一経営	０.５
水稲・野菜複合経営	１.０
水稲・野菜・施設園芸複合経営	０.９
水稲・野菜・畜産複合経営	０.５